ヤミ金融や悪質商法の被害

A あわないために!!





2022年4月から成人年齢が18歳に引き下げられますが、新成人を狙ったヤミ金融被害や悪質商法被害が増えることが予想されます。

ヤミ金融とは?

法律に違反してお金を貸す人 (業者) です!

携帯電話やダイレクトメール等で融資の勧誘をします。 貸したお金の数倍のお金を要求します。

支払いが遅れると、脅したり、暴力的な言葉で厳しい取立てをします。





特に最近は、SNSや掲示板サイトなどの勧誘によるヤミ金融被害が増えています。

「#お金貸します」や「#個人間融資」の書き込みは、個人のふりをしたヤミ金融の恐れがあるので絶対に関わらないでください。

悪質商法とは?

言葉巧みに勧誘して、高額な商品やサービス等 を売りつける販売方法です!

不必要な商品を売りつけたり、無理矢理高額な契約を結ばせようとします。 高齢者や契約に不慣れな若者がターゲットになりやすいです。





インターネットやSNSなど、相手の顔が実際に見えない情報があふれる中で、社会経験の少ない若者が気軽に契約し被害に遭うケースも増えています。

うまい話は疑ってかかりましょう。

警察では悪質業者を摘発しています。

「被害に遭った」「おかしい」と思ったら、警察安全相談「#9110」 または最寄りの警察署にご相談ください。

青 森 県 警 察